

令和 7 年

第 1 回 軽井沢町 議会 定例会

1 月 第 1 回 会議 議案

軽 井 沢 町

令和7年第1回軽井沢町議会定例会1月第1回会議議案目次
(令和7年1月10日提出分)

議案番号	議案名	頁
議案第1号	令和6年度町単町営旧軽井沢駐車場平面化工事変更請負契約の締結について	3
議案第2号	令和6年度軽井沢町一般会計補正予算(第8号)	別冊
議案第3号	令和6年度軽井沢町駐車場特別会計補正予算(第3号)	別冊
報告第1号	専決処分の報告について(公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について)	7

令和6年度町単町営旧軽井沢駐車場平面化工事変更請負契約の締結について

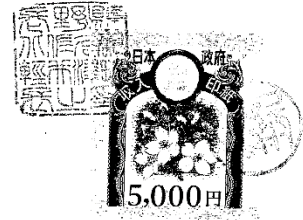
令和6年度町単町営旧軽井沢駐車場平面化工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和6年度町単町営旧軽井沢駐車場平面化工事 |
| 2 契約の金額 | 変更前の契約額 259,798,000円
変更請負代金増加額 9,317,000円
変更後の契約額 269,115,000円 |
| 3 契約の相手方 | 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢22-6
柳沢建設株式会社
代表取締役 柳沢 洋一 |

令和7年1月10日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日
軽井沢町議会議長 遠山 隆雄



建設工事変更請負仮契約書



- 1 工事名 令和6年度 町単 町営旧軽井沢駐車場平面化工事
- 2 工事場所 軽井沢町大字軽井沢 207-1 旧軽井沢駐車場
- 3 変更工期 変更なし
- 4 変更請負代金増加額 金 9,317,000 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 847,000 円
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 変更契約保証金増加額 金 931,700 円
 軽井沢町財務規則第124条第3項第1号の規定による。
- 6 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

令和6年6月20日付で契約を締結した建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な建設工事請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約が議会において否決されたときは、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。



令和6年12月19日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 238番地1
 氏 名 軽井沢町長 土屋 三千 夫

受注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢22-6
 氏 名 柳沢建設株式会社
 代表取締役 柳 沢 洋 一



平面図 S=1:250

工事数量 増減箇所位置図

- ①残土処理運搬：当初設計距離L=3.5km → 変更距離L=9.0km
- ⑨サインの数量見直しによる変更（減額）
- ⑩電気配線工事の数量見直しによる変更（減額）

②地先境界ブロック設置
L=334.3m

③管理棟・コインロッカー棟

④防災無線塔移設：N=1式

⑤植栽工(イチイ)N=70本

⑧侵入防止柵：L=22.0m

⑥L型擁壁：L=63.1m

⑦転落防止柵：L=60.0m



至旧三笠ホテル

駐車場出入口

町道旧軽井沢井沢丁線

至旧軽井沢

旧軽井沢駐車場平面化工事変更請負契約における工事費の内訳について

- ①【残土処理運搬】9.0km
変更増額： 3,523,260円
- ②【地先境界ブロック設置】L=334.3m
変更増額： 2,201,031円
- ③【管理棟・コインロッカー棟地盤改良】
変更増額： 1,110,000円
- ④【防災無線塔移設】
変更増額： 1,332,000円
- ⑤【植栽工】N=70本
変更増額： 1,136,100円
- ⑥【L型擁壁】L=63.1m
変更増額： 1,425,052円
- ⑦【転落防止柵】L=60.0m
変更増額： 850,200円
- ⑧【侵入防止柵】L=22.0m
変更増額： 311,740円
- ⑨【サイン（場内案内看板類）】
変更減額： △3,180,074円
- ⑩【電気配線工事】
変更減額： △1,213,560円

【その他現場精査による変更増減額】

変更増額： 1,821,251円

変更増額総計：9,317,000円

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和 7 年 1 月 1 0 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により、公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫

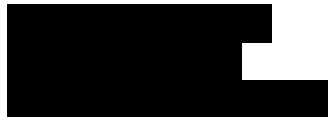

公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和6年10月11日（金）午前9時15分頃、町道1-527号線軽井沢停車場線2号線（軽井沢町軽井沢東2番8）において、走行中の相手方車両に接触し、当該車両の右後方を損傷した。

この事故に係る軽井沢町の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

記

損害賠償の相手方及び賠償額

相手方		損害賠償の額
氏名	住所	
		332,749円

公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及び
これに伴う和解について

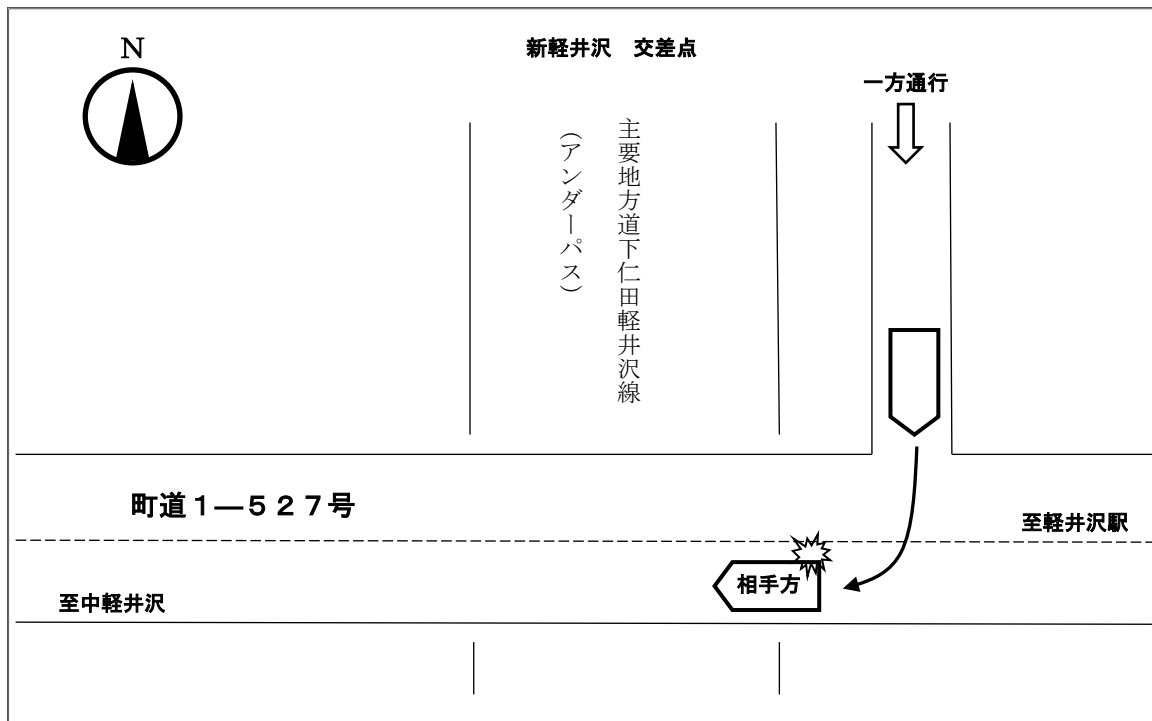
事故発生日時 令和6年10月11日（金） 午前9時15分頃

事故発生場所 軽井沢町軽井沢東2番8

1. 相手方への損害賠償額

相手方	損害額		損害賠償額	左記の財源内訳	
				保険金	町負担
	修理 代金	369,721 円	332,749 円	332,749 円	0 円

2. 事故発生状況概略図





2024200237

示談書

(物損事故専用)

事故発生日時	2024年10月11日 9時15分		
事故発生場所	北佐久郡軽井沢町軽井沢東2番地8		
	所有者または使用者氏名	運転者氏名	車両登録番号
当事者甲	軽井沢町		長野480い5918
当事者乙			長野300わ3998
事故状況	上記日時、場所において甲と乙が衝突したものを。		
示談内容	事故当事者	甲	乙
	損害額	① ¥103,000	② ¥369,721
	責任割合	③ 90%	④ 10%
	甲乙の責任額	⑤ 甲は乙の損害の内 ¥332,749 を負担する (②×③)	⑥ 乙は甲の損害の内 ¥10,300 を負担する (①×④)
	決済方法 該当するものを○で囲んで下さい	1 甲は乙に上記責任額⑤を支払い、乙は甲に上記責任額⑥を支払う。 ② 甲・乙各自負担額を相殺し、(甲)が、(乙)に対し ¥ 322,449 (⑤-⑥) を支払う 3 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁) 4 当事者丙()の損害については 甲・乙が上記割合で負担する。 5 その他 ()	

支払方法	¥322,449	銀行 農協 普通 店番号	口座名義(カタカナ)
		金庫 信組 総合 口座番号	
	支店 支所 当座		
	銀行 農協 普通 店番号	口座名義(カタカナ)	
		金庫 信組 総合 口座番号	
		支店 支所 当座	

上記のとおり示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを誓約します。

示談日 2024年 12月 27日

当事者 甲 (所有者または使用者)

住所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1
氏名 軽井沢町民生屋三千米

(運転者)

当事者 乙 (所有者または使用者)

()

※捺印は4